

国民の保護に関する業務計画

平成 31 年 4 月

株 式 会 社 J E R A

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条および第182条に基づき、JERAの業務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に必要な事項および緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施に必要な事項を定め、当該措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

国民保護措置の的確かつ迅速な実施を基本方針とし、措置の実施にあたっては次の点に留意する。

1 国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制

防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

2 国民保護措置実施にあたっての自主的判断

国民保護措置の実施にあたっては、その実施方法等について、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

3 国民保護措置従事者の安全の確保

国民保護措置の実施にあたっては、国および都県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡および応援体制を確立すること等により、当該国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、国および都県から、管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施を要請される場合には、国および都県から当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を受ける等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における発電設備への影響

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施にあたっては、発電設備の安全確保に最大限努めるものの、次の理由等により、結果的に供給支障が生じる場合がある。

1 発電所の運転停止による供給力の減少を補填するための代替電力の確保（代替電源の立ち上げ等）が、事態の切迫のため、時間的あるいは物理的に困難な場合。

2 発電設備が攻撃対象となり、当該設備も含めた電気工作物に故障が生じた場合

また、武力攻撃による発電設備への被害状況によっては、被災箇所以外の地域での

停電が発生する場合がある。なお、応急復旧にあたっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要する場合がある。

第4節 国民保護業務計画の運用

1 他の計画等との関連

この国民保護業務計画は、国民保護法、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2 国民保護業務計画の修正

この国民保護業務計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5節 定義

この国民保護業務計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

2 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

4 武力攻撃事態等

武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。

5 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

6 国民保護措置

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）の規定に基づく対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

7 緊急対処保護措置

事態対処法の規定に基づく緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）をいう。

8 武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

9 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定めるものをいう。

10 危険物質等

武力攻撃事態等において、引火もしくは爆発または空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。

第6節 国民保護業務計画が対象とする事態

この国民保護業務計画は、武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とし、次のとおり武力攻撃事態の類型および緊急処理事態の事態例が想定される。

1 武力攻撃事態の類型

- (1) 着上陸侵攻
- (2) グリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急処理事態の事態例

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散，炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布，市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布，水源地に対する毒素等の混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ，弾道ミサイル等の飛来

第2章 平素からの備え

第1節 武力攻撃事態等防災体制

1 態勢の区分

武力攻撃事態等に対処するための態勢は，次の区分による。

| 事態の情勢 | 防災態勢の区分 |
|-----------------------------------|---------|
| 武力攻撃災害が予想される場合 または発生した場合 | 第一次非常態勢 |
| 大規模な武力攻撃災害が発生した場合 | 第二次非常態勢 |
| 大規模な武力攻撃災害が発生し，復旧に 長期化が予想される場合 | 第三次非常態勢 |

2 国民保護対策本部

- (1) 本社および支社，火力発電所等（以下「支社等」という。）は，武力攻撃事態等に対応する国民保護対策組織として，国民保護対策本部（以下「本部」という。）を，あらかじめ別表第1のとおり定める。
- (2) 本部は，事業場内に設置することとするが，事業場の被災や事態の情勢等により，その設置ができない場合に備えた，国民保護措置の活動拠点を定めておく。

第2節 国民保護対策組織の運営

1 国民保護態勢の発令および解除

- (1) 国民保護態勢の発令および解除は，別表第2のとおりとする。
- (2) 国民保護態勢が発令された場合は，すみやかに本部を設置する。
- (3) 支社等の長は，国民保護態勢を発令または解除した場合は，ただちに上級事業場および管轄事業場の長に連絡する。

2 権限の行使

- (1) 国民保護態勢が発令された場合，国民保護措置に関する一切の業務は，本部のもとで行う。
- (2) 国民保護態勢が発令された場合，本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては，臨機の措置をとることができる。
なお，権限外の事項については，行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3) 本部の意思決定者が国民保護措置に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する。

3 動員

本部長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4 指揮命令系統および情報連絡の経路

本部が設置された場合の指揮命令系統および情報連絡の経路は、別表第3のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1 国，地方公共団体との協調

武力攻撃事態等に対応できるよう，平素から国，地方公共団体，他の指定公共機関等と相互の連携体制を整備し，この国民保護業務計画が的確かつ迅速に行われるよう努める。

(1) 国民保護協議会等への参加

国民保護協議会等には，要請に応じて参加し，関係機関の国民保護計画の作成・変更に協力するとともに，この国民保護業務計画との整合性を確保する。

(2) 総合調整への協力

国の対策本部長が実施する国民保護に関する総合調整に協力し，その結果に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。また，都県の対策本部長が実施する総合調整に対しても国に準じて協力する。

2 東京電力ホールディングス，中部電力，その他の系統接続先電力会社等との協調

東京電力ホールディングス，中部電力，その他の系統接続先電力会社，電源開発株式会社，日本原子力発電株式会社，電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。），請負・委託会社，電気工事店および隣接企業等と協調し，電力，要員，資材，輸送力等の相互融通等，災害時における相互応援体制を整備しておく。

第4節 国民保護措置に関する教育・訓練

1 教育

本社および支社等は，従業員に対し，パンフレット等，防災に関する啓発の手段等も活用しながら，国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。

2 訓練

本社および支社等は，国民保護措置についての訓練を適時実施することとし，その際には防災訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。

また，国または地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には，積極的に参加する。

第5節 生活関連等施設の安全確保措置

都県から通知される「安全確保の留意点」に基づき、生活関連等施設の安全確保に関する措置について施設の種類ごとに別に定める。

第6節 情報の収集・連絡

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被害情報、その他情報を収集または整理し、関係機関および国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。

また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化や、代行者の指定など、障害発生時の情報収集・連絡体制の整備に努める。

第7節 全般的な事前措置

1 電力安定供給機能の確保

電力の安定的な供給のため、発電設備について、拠点の分散、代替施設の整備等による代替機能の確保に努める。

2 通信の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸設備を強化・整備する。

(1) 無線伝送設備

- ① マイクロ波無線等の固定無線設備
- ② 移動無線設備
- ③ 衛星通信設備

(2) 有線伝送設備

- ① 通信ケーブル
- ② 電力線搬送設備
- ③ 通信線搬送設備
- ④ 光搬送設備

(3) 交換設備

(4) 通信用電源設備

3 非常用電源の整備

本社および支社等は、長時間停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

4 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

5 消防に関する設備の整備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する設備を整備する。

- (1) 燃料タンク消火設備，燃料タンク冷却用散水設備
- (2) 化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車
- (3) 消火栓，消火用屋外給水設備，水幕設備
- (4) 各種消火器具および消火剤
- (5) 火災報知器，非常通報設備等の通信設備

6 石油等の流出による災害を防止する設備の整備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の設備を整備する。

- (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等資機材

7 災害対策用資機材の確保および整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

本社および支社等は，災害に備え平常時から復旧用資材，工具，消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

本社および支社等は，災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに，車両，舟艇等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は，常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

本社および支社等は，災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに，災害時の不足資機材の調達を迅速・容易にするため，東京電力ホールディングス，中部電力，その他の系統接続先電力会社，電源開発株式会社および広域機関等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本社および支社等は，食糧・医療・医薬品等の保有量を定め，その確保を図る。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡

1 通報・連絡の経路

通報・連絡は，別表第3および別表第4のとおりとする。

2 通報・連絡の方法

通報・連絡は，この国民保護業務計画第2章 第7節 2 「通信の整備」に示す設

備および電気通信事業者の回線を利用して行う。

第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡

1 情報の収集，報告

武力攻撃災害が発生した場合は，本部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し，すみやかに上級本部に報告する。

また，収集・報告を受けた電力設備の被害情報は所管する指定行政機関の長へすみやかに報告する。

(1) 一般情報

① 武力攻撃等の状況

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに発電設備を除く電力設備，水道，ガス，交通，通信，放送，道路，橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方公共団体の国民保護対策本部，官公署，報道機関，お客さま等への対応状況）

④ その他武力攻撃災害に関する情報

(2) 当社被害情報

① 発電設備等の被害状況および復旧状況

② 復旧資材，復旧要員，食糧等に関する事項

③ 従業員の被災状況

④ その他武力攻撃災害に関する情報

2 通話制限

(1) 災害時の保安通信回線を確保するため，本部長は必要と認めたときは通話制限その他必要な措置を講ずる。

(2) 国民保護態勢の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは，本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 広報および情報提供

1 広報活動

災害の発生が予想される場合，または災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，発電設備被害状況および復旧状況についての広報を行う。

2 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，インターネットホームページの活用や広報車等により当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1 要員の確保

- (1) 国民保護態勢が発令された場合は、対策要員はすみやかに所属する本部に出動する。
- (2) 交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は、最寄り事業場に出動し所属する本部に連絡のうえ、その指示に従う。

2 復旧要員の広域運営

東京電力ホールディングス、中部電力、その他の系統接続先電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 資機材の確保

1 調達

本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法によりすみやかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 本部相互の流用
- (3) 東京電力ホールディングス、中部電力、その他の系統接続先電力会社等からの融通

2 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請している請負会社の車両、舟艇、その他実施可能な運搬手段により行う。

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請

国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長または地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備または物資の確保について応援を要請する。

生活関連等施設の安全確保のために必要ある時は、都県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、必要な支援を要請する。

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、自衛隊法に基づき被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第7節 生活関連等施設の安全確保措置の実施

1 生活関連等施設に共通する安全確保措置

武力攻撃事態等において、都県知事から生活関連等施設の安全確保措置の要請を受けた場合には、必要な措置を実施する。

都県公安委員会または海上保安部長等から立入制限区域の指定を受けた場合には、これに協力する。

2 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置

前項の措置のほか、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止のため、国または地方公共団体から、危険物質等の取扱所の全部または一部の使用停止または制限措置の命令等を受けたときは、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

また、危険物質等の管理の状況について報告を求められたときは報告を行う。

3 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置

第1項の措置のほか、石油コンビナート等特別防災区域内においては、防災の施設、設備、資機材等を活用し、発災後すみやかに、周辺の事業所と協力し武力攻撃災害の拡大防止を図る。

第8節 応急の復旧

応急復旧にあたっては、安全の確保に配慮したうえで、武力攻撃災害発生後、可能な限りすみやかに、施設・設備の緊急点検・被害状況把握を実施するとともに、被害の拡大防止と被災者の生活確保を最優先に実施する。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が発生した場合には、安全の確保に配慮したうえで、すみやかに応急復旧を行うとともに、必要に応じてバックアップの体制を確保する。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 復旧計画

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に実施する。また、復旧にあたっては、被災地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮する。

1 本部は各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に上級本部にすみやかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程

- (5) 仮復旧の完了見込
 - (6) 宿泊施設，食糧等の手配
 - (7) その他必要な対策
- 2 上級本部は，前項の報告に基づき下級本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。
- 3 復旧計画の策定および実施にあたっては，次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況，各設備の被害復旧の難易を勘案して，供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

| 設備名 | 復旧順位 |
|------------|--|
| 火力 発電設備 | 1 所内電源を確保できる発電所 2 系統に影響の大きい発電所 3 地域供給変電所を有する発電所 4 その他の発電所 |
| 通信設備 | 1 防災用電話・給電用電話・移動無線設備・衛星電話・給電指令用電話 2 重要通信回線（系統保護用，系統監視，制御用回線） 3 その他通信回線 |

第5章 緊急対処保護措置の実施

第1節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処事態には，武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

以上

国民保護対策本部組織構成

| 班構成 | 業務分掌 |
|------|--|
| 情報班 | <ul style="list-style-type: none"> ①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括、各班への情報配信 ③国、都の国民保護対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集、連絡 ⑥お客さま対応の総括 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ①マスコミ対応、連絡 ②社内全体への情報提供 |
| 復旧班 | <ul style="list-style-type: none"> ①当社被害・復旧情報の収集、連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握、手配 ④所要復旧資機材の把握、手配 ⑤設備の災害予防措置の実施 |
| 資材班 | <ul style="list-style-type: none"> ①所要復旧資機材の調達、輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③他電力会社からの資機材融通 |
| 厚生班 | <ul style="list-style-type: none"> ①人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ②救急、救護、医療、防疫、衛生活動 ③食料、被服の調達 ④宿泊施設、寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施、支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施 |
| 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> ①国民保護対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤保有建物の建物危険度判定、機能継続処置の実施 ⑥保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応 |
| スタッフ | <ul style="list-style-type: none"> ①国民保護態勢発令の役員等への連絡、要員呼集 ②国民保護対策本部の運営 |

※ 第1次非常態勢、第2次非常態勢、第3次非常態勢は、必要に応じた班から構成する。

1 本社および支社等が個別に発令・解除する場合

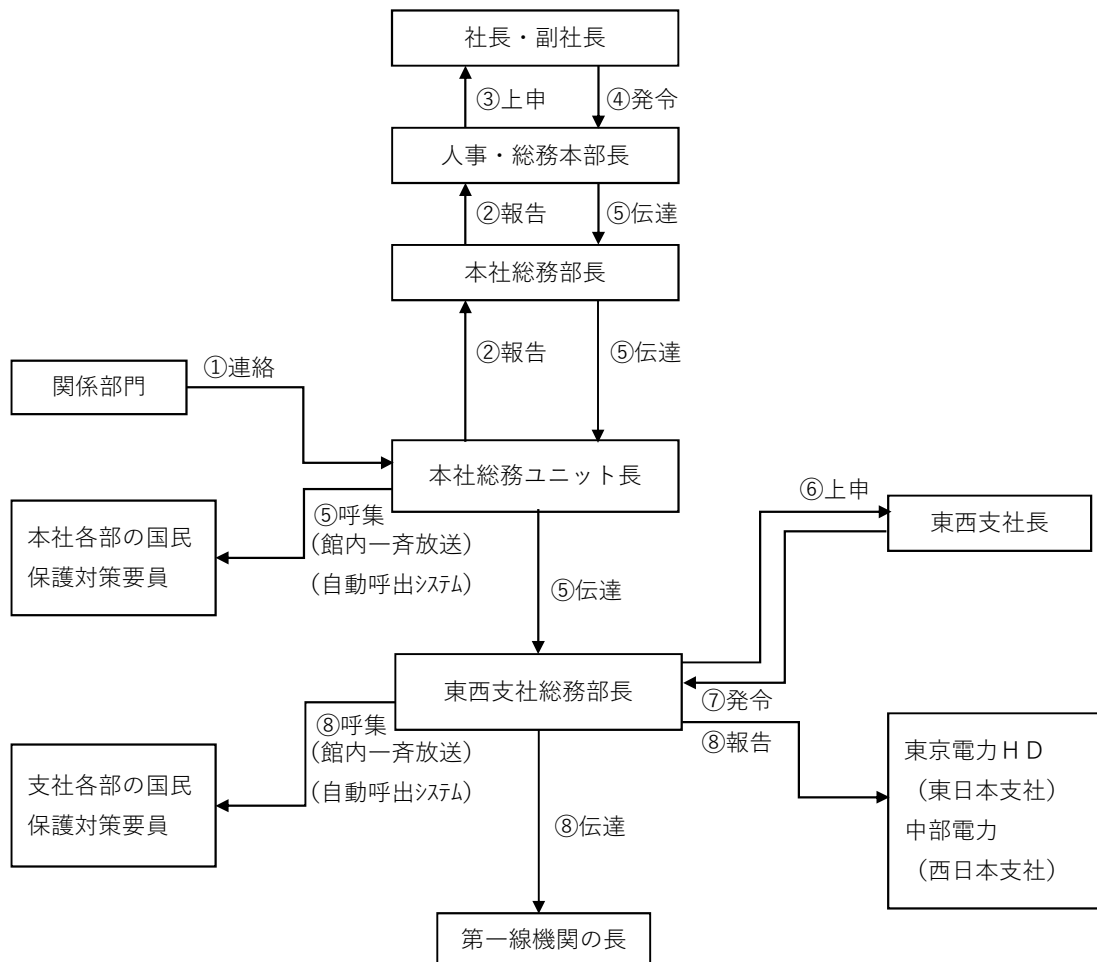
| | 第一次非常態勢 | | 第二次・第三次非常態勢 | |
|-------|---------|--------------|------------------------|--------------------|
| | 発令・解除者 | 協議者 | 発令・解除者 | 協議者 |
| 本社 | 総務部長 | 当該設備を主管する部長 | 第二次：人事・総務本部長 第三次：社長 | 総務部長および当該設備を主管する部長 |
| 東日本支社 | 総務部長 | 各部長，防災主管部署の長 | 第二次：副支社長 第三次：支社長 | 各部長，防災主管部署の長 |
| 西日本支社 | 総務部長 | 各部長，防災主管部署の長 | 支社長 | 各部長，防災主管部署の長 |
| 第一線機関 | 第一線機関の長 | 各部長，防災主管部署の長 | 第一線機関の長 | 各部長，防災主管部署の長 |

(注) (1) 協議者は発令者に対し、情勢に応じた国民保護態勢の発令または解除について上申を行いまたは意見を述べるものとする。

2 本社が全社に発令・解除する場合

| 第二次・第三次非常態勢の発令・解除者 |
|--------------------|
| 社 長 |

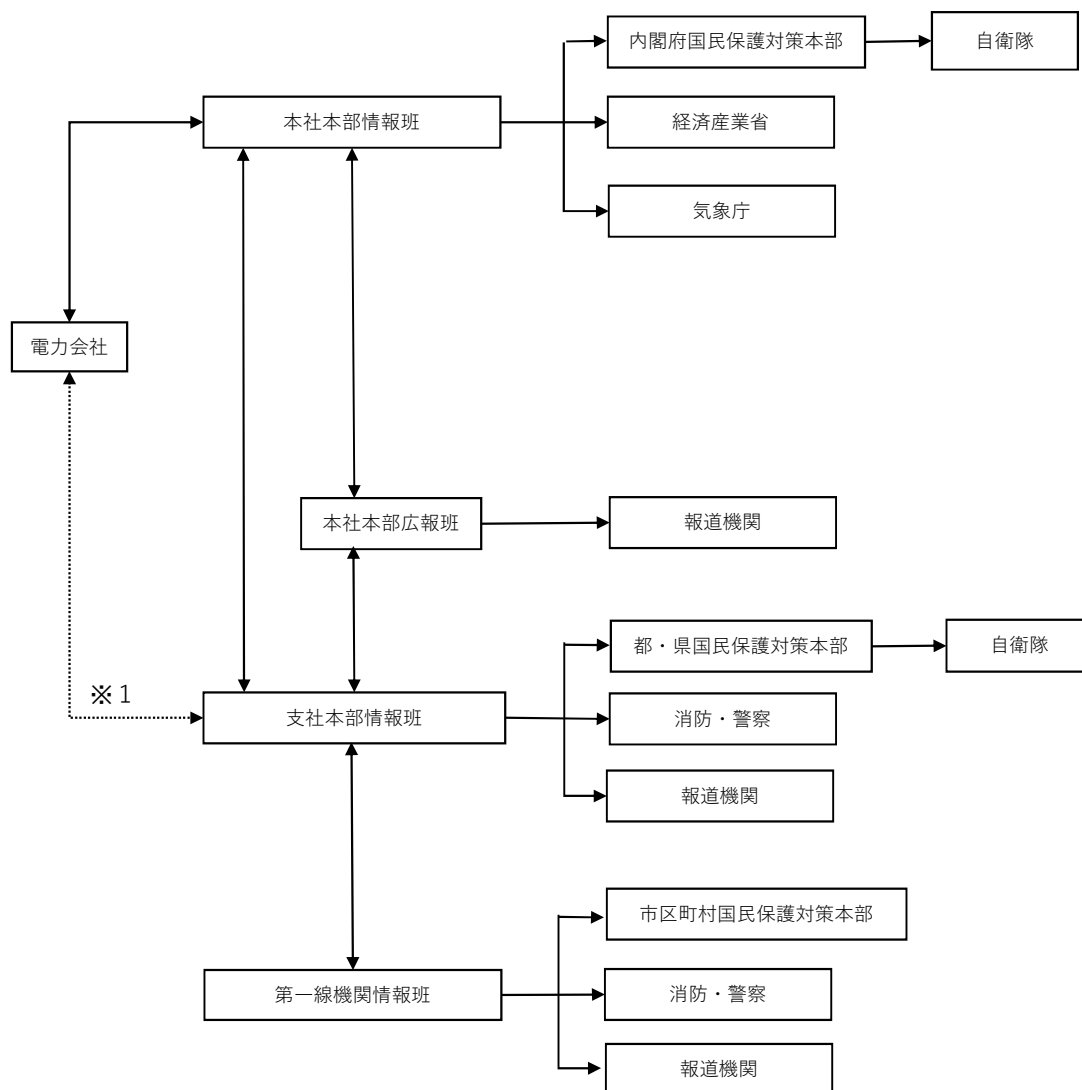
情報連絡経路



(注)

1. 東西日本支社，第一線機関の事業所内における伝達経路はあらかじめ各所で定めておく
2. 東京電力HD（ホールディングス），中部電力への報告は、東西支社総務部より各社防災担当箇所へ行う

社外諸機関との情報連絡経路



※1 東京電力HD（ホールディングス）、中部電力各社災害対策本部との連携は、東日本、西日本各支社国民保護対策本部より行う